

独立行政法人産業技術総合研究所  
第2回契約監視委員会 議事概要

1. 日時：平成24年6月20日（水）13：30～16：20
2. 場所：産総研東京本部会議室 経産省別館10階
3. 出席者：加々美委員長、手柴委員、青山委員、大谷委員、内田委員

4. 議題

- (1) 前回委員会議事概要の確認
- (2) 平成23年度契約状況の点検（公募随意契約、一般競争契約）
- (3) 今後の委員会開催予定

5. 議事概要

議題(1) 前回委員会議事概要の確認

前回委員会の議事概要について資料2のとおり承認された。

議題(2) 平成23年度契約状況の点検

- ① 前回に引き続き、公募随契のうち役務契約9件の点検を行った結果、了承された。
- ② 一般競争物品等購入契約のうち、3,000万円以上の契約23件、契約先件数上位2社39件（前述の案件と1件重複）及び製造業者上位2社のうち1社27件の点検を行った結果、了承された。

①公募随契に係る委員からの主な質問は次ぎのとおり。

○No.1108（公募随契 研究支援派遣）は、最初が開発業務に当たった支援者が来ているのか。個人を特定するような記載はないのか。

→労働者派遣法で個人を特定してはいけないこととなっている。

○公告期間はどの位取っているのか。

→提出書類の締切日は、一般競争及び公募方式とも公告の翌日から最低14日間を取ることにしている。

○No.1455は十分に公告期間をとれば、他の業者でも出来たのではないか。

「装置固有」とあるが、固有性が本当にあるのか

→本件は研究装置の移設であり、分解、移送及び据付調整作業を伴うもの。装置メーカーが応札して移送作業を運送事業者へ請け負わせるケースと、運送事業者が応札して分解・据付調整を製造メーカーに請け負わせるケースの2つの方法がある。本件はメーカー保証との関係か

ら前者によるものと思われる。

○調達の年間計画が産総研公式 HP に掲載されているが、本件も掲載されていれば、それを見た他業者に参加してもらえたのではないか。

施設関係の案件は計画を早く公表することとなっているのではないか。  
→例年であれば、毎年 4 月にはその時点で判明している工事関係及び物品役務を HP に掲載している。しかし、平成 23 年度は震災の影響で案件の収集ができず、公表できなかった。

○ソフトウェアの改変を伴う場合、第三者が参加するには改変権や特許権を買わなければならないのか。

→一般競争であれば仕様書に改変権の取得を明示することとなるが、買い取ってまで応札してくる事業者は無いだろうと考え公募としている。

②一般競争契約に係る委員からの主な質問は次のとおり。

○単なる代理店であるにも拘らず、「自社製品ではスペックが合わない」という辞退理由が出されているが、論理的におかしくないか。

→仕様書には性能だけを記載することとしている。代理店が特定のメーカーの製品を想定して回答したのではないか。

○辞退者からのアンケートで、何処の製品を提案しようとしていたのかが分かればいいが。

→アンケートに詳細な記載を求めれば提出されない可能性が高くなってしまう。現在のアンケートは選択肢にチェックを入れる形式なので、近い回答にチェックをして済ませているのだろう。

○No.1954 はサーバーの更新という事だが、更新前も落札者のものか。

→結果的にはそうってしまった。老朽化に伴い機器を一新する案件であり、入札説明書の配布者数も 16 社あったことから複数応札を期待したが、結果は一者。

(委員コメント：結果は一者応札ではあったが、落札率は低くなっているのだから、競争の効果はあったのではないか。究極の目標は一者応札の解消よりも調達価格の引下げにあるのではないか。)

○複数者が入札説明書を取りに来たにも拘らず、最終的に応札者が一者であった案件が目立つ。アンケートの工夫が必要ではないか。

→辞退理由が明確にわかるような設問を考えなければならない。代理店を意識した選択肢を作るなど何らかの工夫を考えたい。ただ、昨年 6 月にアンケートを工夫し選択肢を増やしたところ回答件数が大幅に減っており、アンケート票の文字が増えて「回答が大変そうだ」という印象を与えてしまった可能性もあり、難しいところがある。

→アンケート導入当初は、それまで求めていた入札辞退届の代替として回答を依頼していたので回答率が良かった可能性があるが、時間とともに「アンケートだから出さなくても良い」という意識が業者に生まれているのかもしれない。

○地域性等の問題かもしれないが、同じメーカーでの代理店競争が無いのはテリトリー制を引いているためではないか。

→そうだろうと思われるが、代理店間のテリトリー制自体は独禁法上は直ちに違法とはなっていない。

○業者の営業の実態とはどのようなものか。

→業者によって勿論様々ではあるが、中には研究者への営業を通して受注が見込めると思った案件は徹底して対応するが、それ以外の案件には一切対応しないという業者もいる。

○実験機器について日本は輸入超過でもあり、特に交付金で購入する場合は、国産品も含めて必要なスペックを満たす機器は何か、他にはないのかという議論を審査委員会でしっかり行ってほしい。

○メーカーによっては、納入業者が違っていても値引が定率に決まっているように見えるものがある。買い手としてはその前提で買い方を工夫する知恵が必要なのだろう。

### 議題(3) 今後の委員会開催予定

第3回契約監視委員会を、6月25日(月)13:30~16:00に第2オカモトヤビル7階第2会議室(虎ノ門)で開催することとした。

以上